

加古川市ごみステーション整備事業補助金の概要

1 ごみステーション整備事業補助金の概要

地域の環境美化育成を図るため、町内会等が行うごみステーションの建築・修繕などの整備や備品の購入に対して、補助金を支給する

2 補助を受けるための要件

町内会等が使用・管理し、市がごみ収集を行うごみステーション

3 補助対象事業

(1) 補助対象基準

補助の対象となる事業	補助率	補助上限額
① 複数箇所のごみステーションを一箇所に統合、整備に係る事業費	1/2 (千円未満の端数は切り捨て)	28万円
② ごみステーションの新設、改修に係る事業費 ③ 啓発用等看板の設置、整備に係る事業費	1/3 (千円未満の端数は切り捨て)	14万円
④ 啓発、衛生環境維持を目的とした消耗品、備品の購入費（単価3万円未満のもの）	1/3 (千円未満の端数は切り捨て)	5万円

<補助の対象となる事業の例>

- ・ごみステーション内の構築物（フェンス、囲い、地面の舗装等）の建築、製造、修繕、購入に係る費用（既存の物の撤去費用を含む）
- ・ごみステーションに設置する消耗品・備品（ネット、ゴミ箱、倉庫等）の購入に係る費用

(2) 補助の対象外となる費用

下記の費用については、補助の対象外となります。

- ・過去5年以内に加古川市ごみステーション整備事業補助金の交付を受けたごみステーションの整備費用（補助対象事業の①～③）
- ・過去1年以内に加古川市ごみステーション整備事業補助金の交付を受けたごみステーションの消耗品、備品（補助対象事業の④）
- ・用地取得費、給排水工事費、賃借料等

【問い合わせ先】

加古川市環境美化センター（加古川市野口町水足1452番地の1）

加古川市環境第1課 電話：426-1561